**大阪市環境影響評価専門委員会会議録**

１　日　時　平成30年５月21日（月）16時00分～16時30分

２　場　所　大阪市環境局　第１・第２会議室

３　出席者

　　　専門委員会委員：秋山孝正　委員　　市川陽一　委員　　梅宮典子　委員

大島昭彦　委員　　岡崎純子　委員　　小谷真理　委員

近藤　明　委員　　津野　洋　委員　　福山𠀋二　委員

藤田　香　委員　　松井孝典　委員

　　　 大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長　他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

４　議　題

（１）大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価方法書について

（２）その他

５　議事録

【司会】　定刻になりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

初めに、ただいまご出席いただいております委員の皆様方は、11名でございます。大阪市環境影響評価専門委員会規則第５条第２項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで傍聴者の皆様にお願いいたします。あらかじめ事務局からご説明させていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局長の北辻󠄀よりご挨拶を申し上げます。

【環境局長】　大阪市環境局長の北辻󠄀でございます。大阪市環境影響評価専門委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

環境影響評価専門委員会の委員の皆様方におかれましては、平素から本市の環境行政に多大なご指導、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本日は大変ご多用にもかかわらず、専門委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の議題でございます、「大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線環境影響評価方法書」につきましては、３月29日の諮問以降、各部会におきまして委員の皆様方に技術的・専門的見地からご審議をいただき、本日、検討結果を最終的に取りまとめる運びとなりましたことを改めて感謝を申し上げます。

さて、本市では恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少なく、健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる「環境先進都市・大阪」を目指しており、新たな環境基本計画の策定に向け、現在、取り組みを進めているところでございます。

環境影響評価制度は、持続可能なまちづくりを進めていくうえで、非常に重要な役割を担っているものだと考えております。

委員の皆様方には、引き続き一層のお力添えを賜りますことをお願い申し上げまして、また、本日の専門委員会におけるご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】　それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の「大阪市環境影響評価専門委員会次第」でございます。次に、「大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）」、「環境影響評価方法書」及びその「要約書」でございます。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、津野会長にお願いしたいと存じます。

津野会長、よろしくお願いいたします。

【津野会長】　それでは、議事に入らせていただきます。

先生方にはお忙しい中、本日の専門委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、本日の議題は３月29日に大阪市長から当専門委員会に諮問のありました「大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価方法書について」でございます。

諮問以降、これまで当専門委員会の大気質、水質廃棄物、騒音振動などの各部会において、検討、審議を重ねてまいりました。

本日は、皆様に「大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書」の案につきましてご検討いただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、検討結果報告書の案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【環境管理課長】　事務局を仰せつかっております、環境局環境管理課長の黒木でございます。

それでは、｢大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）｣の内容についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、少し長くなりますので、着席しての説明をご容赦お願いいたします。

それでは、まず表紙をめくっていただきますと、「はじめに」がございます。

ここでは、本事業に係る環境影響評価方法書について、平成30年３月29日に諮問をさせていただいたこと、また、平成30年２月23日から同年３月22日まで縦覧に供され、併せて同年４月５日まで意見書の受け付けが行われましたが、意見書の提出はなかったことなどを掲載しております。

ページをめくっていただきますと、「目次」でございます。

まず、ローマ数字のⅠは、「環境影響評価方法書の概要」でございます。

次に、ローマ数字のⅡは「検討内容」としまして、１番の全般的事項から14番の文化財まで、項目別に各専門部会でご検討いただきました内容を取りまとめております。

最後に、ローマ数字のⅢといたしまして、検討項目ごとにご指摘いただきました指摘事項を取りまとめております。また、「おわりに」の次には、「参考」といたしまして、「本案件についての諮問文」、「大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿」、「同委員会部会構成」、及び本案件の検討にあたり開催されました「委員会開催状況」を掲載しております。

続きまして、１ページをご覧ください。

１ページからは、第１章、環境影響評価方法書の概要でございます。

１番、都市計画対象事業の名称、２番、都市計画対象事業の種類、３番、都市計画決定権者の名称、４番、事業予定者の名称の掲載に続きまして、５番の事業計画の概要では、（１）都市計画対象事業の目的といたしまして、「大阪都心並びに京阪神圏の各拠点都市と関西国際空港とのアクセス性の強化等、広域鉄道ネットワークの拡充に資する事業であるとしていること」などが掲載されてございます。

また、その下には（２）として、都市計画対象事業計画の策定の経緯を掲載してございます。

恐れ入ります、２ページをお開き願います。

２ページの（３）都市計画対象事業計画の概要では、表－１に本事業計画の区間、施設整備計画、事業計画、事業実施区域を示してございます。また、２ページ下段の（４）工事計画では、工事工程を表－２に示してございます。

３ページをご覧ください。

ここでは、事業計画路線の概要が図で示されてございます。

恐れ入りますが、４ページをお開き願います。

４ページには、事業計画路線の工法種別が図で掲載されてございます。

右の５ページをご覧ください。

５ページから次の６ページにかけましては、６番として環境影響評価要因及び環境影響評価項目の関係が示されておりまして、それぞれの評価項目ごとに、選定する理由、選定しない理由が記載されてございます。

７ページをお開き願います。

７ページ上段には、７番として環境影響評価の実施を予定している区域が環境影響評価項目ごとに示されてございます。下段には、８番として調査、予測及び評価の手法のうち、（１）調査方法といたしまして、既存資料の調査内容を表形式で掲載してございます。

続きまして、８ページをお開きいただきますと、８ページには、現地調査の内容が表形式で掲載されてございます。

９ページをご覧ください。

９ページには、騒音、振動、交通量などの現地調査地点が記載されてございます。

恐れ入りますが、10ページをお開き願います。

10ページには、景観の現地調査地点が記載されてございます。

11ページをご覧ください。

11ページには、施設の存在、利用に係る予測手法を、また続く12ページをお開きいただきますと、12ページには建設工事中の予測方法が掲載されてございます。

13ページをご覧ください。

13ページから次の14ページにかけましては、環境影響評価項目ごとの評価方法が掲載されてございます。

続きまして、15ページをお開きいただきますと、ここからは第２章、検討内容でございます。

まず、「１　全般的事項」についてですが、（１）事業計画につきましては、本事業計画による温室効果ガスの排出抑制について、都市計画決定権者に確認を行っておりまして、枠囲みの都市計画決定権者提出資料におきまして、鉄道は他の交通手段と比較して低炭素型の交通手段であり、本事業計画は、大量輸送を担う鉄道への乗用車からの利用転換が見込めることなどが示されてございます。

これを受けまして、枠囲みの下のポツでございますが、本事業計画による温室効果ガスの排出抑制効果及び事業計画路線の利用促進の方法について十分検討を行い、環境影響評価準備書にその内容を記載する必要があるとのご指摘をいただいてございます。

15ページの下段は、（２）工事計画についてでございます。

15ページ下段の枠囲みには、工事の実施による一般交通への影響についての都市計画決定権者の提出資料が掲載されておりまして、掘割部・高架部及び開削部では、既存の道路上で工事を行うため、車線規制範囲が可能な限り小さくなるよう、開口部への覆工板の設置や迂回路の設定を行うなど、交通への影響の低減に努めることが示されており、続く16ページをご覧いただきますと、その枠囲みの中では、交通への影響の範囲、程度については、道路管理者及び交通管理者と協議しながら検討していくことが示されておりまして、この上段枠囲み下のポツでは、工事期間は長期間に及ぶことが想定され、工事区域には交通量の多い幹線道路が含まれることから、工事中の交通規制による交通影響の低減方法について十分検討を行い、準備書にその内容を記載されたいとのご意見をいただいてございます。

続く16ページの（３）環境影響評価項目の選定についてでございますが、最初のポツでは、大気質を初め、18の項目を選定しており、また３つ目のポツでは、その他の未選定項目につきましては、本事業の内容と大阪市環境影響評価技術指針における環境影響評価項目選定の基本的な考え方に基づいており、問題はないとまとめていただいてございます。

16ページ中段からは、「２　大気質」についてでございます。

（１）環境影響要因等の選定については、問題はないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、下段の枠囲みに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る寄与濃度の算定方法及びバックグラウンド濃度の設定の考え方についての都市計画決定権者の提出資料が示されております。

17ページをご覧いただきますと、これを受けまして、上段枠囲みの下の１つ目のポツで、寄与濃度の算定方法及びバックグラウンド濃度設定の考え方に問題はないとまとめていただいてございます。

また、事業計画路線の工事計画は広範囲にわたることから、予測時期の考え方について確認をしておりまして、中段枠囲みには、都市計画決定権者の提出資料が示されてございます。ここでは、複数の工事区域が近接する場合は、双方の影響を考慮した予測を行うことなどが示されてございまして、これを受けまして、中段枠囲み下のポツでは、予測時期について各工事区域施工時期の重複による影響が考慮されており、問題はないとまとめていただいてございます。

17ページの下段は、「３　水質・底質」についてでございます。

（１）環境影響要因等の選定については、問題はないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測手法等につきましては、次の18ページをお開きいただきますと、上段の枠囲みに、水質・底質に係る予測手法についての都市計画決定権者の提出資料が掲載されております。水質につきましては、希釈・混合式で計算することが、また、底質につきましては、現状で環境基準を下回っていることなどから、調査や予測は行わないことが示されてございまして、これを受けまして、枠囲み下のポツでは、水質・底質に係る予測手法について問題はないとまとめていただいてございます。

18ページの下段からは、「４　地下水、土壌」についてでございます。

（１）環境影響要因等の選定については、問題がないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、その詳細についての都市計画決定権者提出資料が枠囲みに掲載されておりまして、地下水・土壌汚染の可能性を土地利用履歴調査により判断し、その結果を踏まえて現地調査を実施することなどが示されてございまして、19ページ上段の枠囲みの下１つ目のポツで、地下水、土壌に係る調査、予測及び評価手法について、問題はないとまとめていただいてございます。

19ページの中段からは、「５　騒音、振動、低周波音」でございます。

（１）環境影響要因等の選定につきましては、騒音、振動、低周波音のいずれも問題はないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、調査地点選定の考え方についての都市計画決定権者提出資料が枠囲みに掲載されておりまして、１番として、現況調査地点の考え方が、また次の20ページをお開きいただきますと、２番として類似事例調査地点選定の考え方が示されております。

これを受けまして、枠囲みの下のポツでは、調査地点は、事業計画路線沿線及び工事区域周辺の環境保全対象の立地状況を考慮したうえで選定していることから、問題はないとまとめていただいております。

また、列車の走行に伴う騒音、振動及び低周波音の予測手法の詳細につきましては、20ページ中段から21ページにかけて枠囲みの都市計画決定権者提出資料におきまして、予測モデル式や補正方法等の予測手法及び予測地点の考え方が示されてございます。

これを受けまして、21ページの中段枠囲み下のポツでは、事業計画路線周辺の住宅や学校などの立地状況等を踏まえ、沿線における生活環境の保全について十分に考慮したうえで、適切な環境保全対策を検討し、準備書にその内容を記載する必要があるとのご指摘をいただいております。

21ページ下段からは、「６　地盤沈下」についてでございます。

（１）環境影響要因等の選定につきまして、問題はないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法につきましては、予測手法の詳細について、都市計画決定権者提出資料が21ページの下段から枠囲みに掲載されてございまして、１番の開削工事に伴う地下水の排水、及び続く22ページをお開きいただきますと、２番、駅施設の存在による地盤沈下の予測手法の考え方が詳しく示されてございます。

これを受けまして、22ページ枠囲みの下のポツでは、開削工事に伴う地下水の排水に係る地盤への影響を最小限にとどめるよう、より多くの類似事例や文献などのデータ集積に努めるとともに、採用する工法を踏まえた施工管理方法を検討し、準備書にその内容を記載されたいとのご意見をいただいてございます。

22ページの下段からは、「７　日照阻害」でございます。

環境影響要因等の選定については、問題ないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法につきましては、次の23ページの上段枠囲みに、日照阻害の予測及び評価手法の詳細について、都市計画決定権者の提出資料が示されておりまして、23ページの枠囲みの下のポツでは、日照阻害に係る予測及び評価手法について、問題はないとまとめていただいております。

23ページの中段からは、「８　電波障害」についてでございます。

（１）環境影響要因等の選定につきまして、問題はないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法等については、下の枠囲みに都市計画決定権者の提出資料が掲載されております。ここでは１番として、電波の遮蔽障害・反射障害の調査、予測についての詳細が、また２番として、フラッター障害やパルス障害の調査、予測についての詳細が示されておりまして、続きます24ページをお開きいただきますと、上段の枠囲み下ではこれを受けまして、問題はないとまとめていただいております。

次は、24ページの上段「９　廃棄物・残土」についてでございます。

（１）環境影響要因等の選定について、問題はないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、建設工事中の廃棄物・残土に係る予測手法の内容について確認を行っておりまして、枠囲みの都市計画決定権者提出資料において、廃棄物の種類や発生工程、減量化再資源化目標の設定方法等についての考え方が示されてございます。

これを受けまして、枠囲みの下のポツでは、建設工事中には大量の廃棄物・残土の発生が想定されることから、工事計画の策定にあたっては、最新の技術を踏まえた工法の選定など、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上に向けた対策を十分に検討し、予測、評価に反映する必要があるとのご指摘をいただいてございます。

25ページをご覧ください。

「10　水象」でございます。

（１）環境影響要因等の選定については、問題はないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、既存資料調査や河川管理者等からの情報に基づき、マニング公式を用い、工事中の各河川の流速を予測するとしていることから、問題はないとまとめていただいてございます。

次に、「11　動物、植物、生態系」でございます。

（１）環境影響要因等の選定につきましては、問題はないとまとめていただいております。

（２）動物、植物、生態系に係る調査、予測及び評価の手法等につきましては、25ページ下段の枠囲みの都市計画決定権者提出資料にその詳細が示されてございまして、枠囲み下のポツにおきまして、問題はないとまとめていただいてございます。

26ページをお開き願います。

「12　景観」でございます。

（１）環境影響要因等の選定につきましては、問題ないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法につきましては、調査地点の考え方について確認しておりまして、枠囲みの都市計画決定権者提出資料におきまして、調査地点は不特定多数の人々が見える場所で近景、中景となる眺望点を考えていること、遠景については500メートル以上離れた位置から事業計画路線が新たに認識される状況にはないため、対象外としていることなどが示されており、これを受けまして、中段枠囲み下のポツでは、事業計画路線周辺において、眺望可能な地点から調査地点を選定しており、問題はないとまとめていただいてございます。

26ページ下段からは、「13　自然とのふれあい活動の場」でございます。

（１）環境影響要因等の選定については、問題はないと取りまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法につきましては、都市計画決定権者に確認した内容が下段の枠囲みに記載されてございます。湊町リバープレイスの広場空間及び湊町船着場を調査地点とすることや、27ページをご覧いただきますと、利用状況等の現況調査結果から、当該場所に及ぼす影響の程度を予測することなどが示されておりまして、27ページ枠囲み下のポツでは、問題はないとまとめていただいてございます。

27ページ中段の「14　文化財」についてでございます。

（１）環境影響要因等の選定につきましては、問題はないとまとめていただいてございます。

（２）調査、予測及び評価の手法につきましては、事業計画路線の平面・縦断の設計計画と埋蔵文化財包蔵地の深度等の詳細情報を重ね合わせることにより影響の程度を予測するとしていることから、問題はないとまとめていただいてございます。

以上が、各環境影響評価項目の検討結果でございます。

続きまして、28ページをお開き願います。

第Ⅲ章、指摘事項についてでございます。

これまでの２章の検討内容から、全般的事項、騒音、振動、低周波音、廃棄物・残土に関する指摘事項をまとめていただいてございます。

以上が検討結果報告書の検討内容でございます。よろしく審議のほど、お願い申し上げます。

【津野会長】　ありがとうございました。ただいま事務局より検討結果報告書の案につきまして、各部会においてご審議いただいたところではございますが、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【秋山委員】　すみません、15ページの温室効果ガスの排出抑制で、公共交通の利便性が向上して、自動車への転換があると書いているのですけど、環境面からは、こういう考え方でよいと思いますが、都市計画的な立場から言うと、公共交通の利便性が向上するというのは、人口の都心集中を促進するというか、土地利用誘導機能とか、人口流動を変えるというか、交通量も変化してくるものです。今より都心がにぎわうようにしたいと都市計画上は言われるので、今回は環境の影響を見るということでこの交通手段の分担のところだけ書かれてるんですけど、公共交通機関整備の目的としては、背後にそういう都市計画的な目的があるということを確認しておいたほうがいいと思って、ご意見申し上げました。

【津野会長】　事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局】　ただいまいただきましたご意見につきましては、都市計画決定権者のほうに伝えてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【津野会長】　よろしゅうございますか。ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

この件につきましては、各部会においてご審議をいただいたところでございます。またご議論もいただいたところでございます。

ほかに、特にご意見がないようですので、この検討結果報告書の案をもちまして、大阪市長あてに答申することといたします。それでは、よろしくお願いいたします。

【司会】　ただいまより、答申をお願いしたいと存じます。津野会長、北辻󠄀局長、よろしくお願いいたします。

それでは津野会長、よろしくお願いいたします。

【津野会長】　平成30年５月21日、大阪市長、吉村洋文様。

大阪市環境影響評価専門委員会会長、津野洋。

大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価方法書について（答申）。

平成30年３月29日付、大環境℮-964号で諮問のありました標題につきましては、別添の検討結果報告書をもって答申いたします。

【司会】　どうもありがとうございました。どうぞ、お席へお戻りください。

それでは、ここで北辻󠄀局長から一言お礼を申し上げます。

【環境局長】　ただいま津野会長から、「大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線環境影響評価方法書」につきまして、ご答申をいただきました。

諮問から答申までの短い期間の中で、委員の皆様方には大変ご多用の中、精力的にご検討いただきましたことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

本日の答申につきましては、その趣旨を十分に踏まえて、市長意見を作成し、都市計画決定権者に対し、環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるなど、本市環境影響評価条例に基づく所定の手続を進めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、本市の環境行政の推進に引き続き一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

【司会】　本日は、津野会長を初め、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご審議を賜り、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。